

報 道 資 料

奈良県庁 奈良県政・経済記者クラブ }
橿原市役所市政記者クラブ } 同時提供

平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日

奈良県後期高齢者医療広域連合

「平成 2 1 年第 2 回奈良県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）」 の開催について

下記のとおり、平成 2 1 年第 2 回奈良県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）を開催しますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日（火曜日） 午後 2 時から
- 2 場 所 奈良県市町村会館 8 階大研修室 （橿原市大久保町 302 番 1）
- 3 添付資料
(1) 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿
(2) 提出予定案件の概要

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

平成21年11月17日現在

氏 名	市町村名	選出区分
ヤマモト 清	奈良市	市議会議員
ツジモト 八郎	大和郡山市	市議会議員
ヨシイ タケシ 吉井 猛	天理市	市議会議員
アンマエ マサミツ 庵前 政光	桜井市	市議会議員
イナダ ヨシヒコ 稲田 欣彦	生駒市	市議会議員
タカハシ シゲアキ 高橋 重明	宇陀市	市議会議員
ウヤマ オサム 宇山 修	曽爾村	町村議会議員
ナカガワ ヨシヒロ 中川 義弘	王寺町	町村議会議員
カギタ ミツオ 鍵田 光男	下市町	町村議会議員
モリシタ ユタカ 森下 豊	橿原市	市長
ヨシノ ハルオ 吉野 晴夫	五條市	市長
ヒシノガ 裕 策所 裕	御所市	市長
ウメダ ヨシヒサ 梅田 善久	香芝市	市長
マエダ サダオ 前田 禎郎	宇陀市	市長
シマダ ユキオ 島田 悠紀夫	安堵町	町村長
ウエダ タダシロウ 上田 直 朗	川西町	町村長
イマナカ トミオ 今中 富夫	上牧町	町村長
ツジムラ ゲンシロウ 辻村 源四郎	黒滝村	町村長

平成21年第2回奈良県後期高齢者医療広域連合議会(定例会)
提出予定案件

- 同第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて
- 同第3号 奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて
- 承第1号 奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第2号 平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認について
- 承第3号 奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第4号 奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について
- 承第6号 平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及び承認について
- 承第7号 平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及び承認について
- 承第8号 平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認について
- 承第9号 平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認について
- 認第1号 平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第8号 平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 同第4号 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

各案件の概要

奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について (同第2号・同第3号)

平成21年7月6日の上田清副広域連合長（大和郡山市長）の任期満了及び平成21年9月30日付けの岡井康徳副広域連合長（河合町長）の退職により、関係市町村長から選任する副広域連合長2名が欠員となったため、奈良県後期高齢者医療広域連合規約第12条第5項の規定により、副広域連合長の選任について議会の同意を求めるもの

奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正 (承第1号)

(平成21年3月31日専決処分)

平成20年12月26日公布の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」において、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が改正され、平成21年4月1日から国家公務員の1週間当たりの勤務時間が40時間から38時間45分に改められたことに伴い、当広域連合の一般職の職員についても国家公務員に準じ、1週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に、1日当たりの勤務時間の割振りを8時間から7時間45分に改めるための改正

平成20年度一般会計補正予算（第3号）について (承第2号)

(平成21年3月31日専決処分)

広域連合一般会計補正予算（第2号）においては、平成19年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てた後期高齢者医療制度臨時特例基金の平成20年度末残額を減額されて平成20年度交付金が精算の上交付される予定であったが、国の方針転換により、精算は平成22年3月と延期されたこと、また、保険料軽減等特別対策について、平成21年1月の所要額調査時の要望額以上の交付があったため、増額補正を行うもの。

(1)平成20年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正区分
一 般 会 計	1,529,490	315,821	1,845,311	第3号

(2)平成20年度一般会計補正予算(第3号)内訳

(歳入)

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	説明
内 訳(款)				
2 国 庫 支 出 金	516,354	315,821	832,175	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 315,821
歳 入 合 計	1,529,490	315,821	1,845,311	

(歳出)

(単位:千円)

区 分	補正前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説明
				特 定 財 源		一般財源	
				国県支出金	その他		
内 訳(款)							
2 総 務 費	622,800	315,821	938,621	315,821 (国補) 315,821			後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 315,821
歳 出 合 計	1,529,490	315,821	1,845,311	315,821			

**奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、
給与等に関する条例の改正**

(承第 3 号)

(平成 2 1 年 5 月 3 1 日専決処分)

平成 2 1 年 5 月 2 9 日公布の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」において、「特別職の職員の給与に関する法律」が改正され、平成 2 1 年 6 月に特別職の国家公務員に対し支給する期末手当の支給月数が 1 . 6 0 月から 1 . 4 5 月に暫定的に引き下げられたことに伴い、当広域連合の常勤の副広域連合長についても同様に、平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当の支給月数を暫定的に引き下げるための改正

奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正

(承第 4 号)

(平成 2 1 年 6 月 3 0 日専決処分)

与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて平成 2 1 年 4 月 3 日にとりまとめられた「高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方」に基づき、平成 2 1 年度分の保険料に限り、均等割 7 割軽減対象者を 8 . 5 割軽減とする保険料賦課の特例を追加するための改正

奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の改正

(承第 5 号)

(平成 2 1 年 6 月 3 0 日専決処分)

与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、平成 2 1 年 4 月 3 日にとりまとめられた「高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方」に基づいて

決定された平成21年度の保険料軽減措置(均等割7割軽減対象者を8.5割軽減)についての平成21年度補正予算が、平成21年5月29日に成立し、当該減額措置に係る経費については、国が国庫を財源とし、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として広域連合に交付されることに伴い、この交付金を適正に管理運営するため後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てた後、その積み立てた基金を取り崩し、当該減額措置の財源に充てることとなるため、基金を処分できるケースとして、平成21年度に被保険者均等割7割軽減対象者を8.5割軽減とする保険料減額のための財源に充てる場合を追加するための改正

**平成21年度一般会計補正予算(第1号) 及び
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
(承第6号・承第7号)**

(平成21年6月30日専決処分)

平成21年4月3日に与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいてとりまとめられた、平成21年度の保険料軽減措置(均等割7割軽減対象者を8.5割軽減)に基づき、補正を行うもの。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、広域連合一般会計に交付され、これを後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立て、保険料軽減分について基金を取り崩し、一般会計に繰入れた後、後期高齢者医療特別会計に繰り出している。特別会計では、一般会計繰入金と同額を市町村保険料負担金から減額している。

(1)平成21年度 一般会計補正予算(第1号)・後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 総括表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正区分
一 般 会 計	1,462,300	189,240	1,651,540	第1号
後期高齢者医療特別会計	124,283,500	0	124,283,500	第1号
計	125,745,800	189,240	125,935,040	

(2)平成21年度一般会計補正予算(第1号)内訳

(歳入)

(単位:千円)

内 訳(款) \ 区 分	補正前の額	補正額	計	説明
2 国 庫 支 出 金	6,447	94,620	101,067	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 94,620
5 繰 入 金	704,297	94,620	798,917	後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 94,620
歳 入 合 計	1,462,300	189,240	1,651,540	

(歳出)

(単位:千円)

内 訳(款) \ 区 分	補 正 前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説明
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 庫 支 出 金	そ の 他		
2 総 務 費	116,199	94,620	210,819	94,620 (国補) 94,620			後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 94,620
3 民 生 費	1,343,416	94,620	1,438,036		94,620 (基繰) 94,620		後期高齢者医療特別会計繰入金 94,620
歳 出 合 計	1,462,300	189,240	1,651,540	94,620	94,620		

(3)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)内訳

(歳入)

(単位:千円)

内 訳(款) \ 区 分	補正前の額	補正額	計	説明
1 市 町 村 支 出 金	21,017,089	94,620	20,922,469	保険料負担金 94,620
8 繰 入 金	1,800,010	94,620	1,894,630	後期高齢者医療制度臨時特例基金分繰入金 94,620
歳 入 合 計	124,283,500	0	124,283,500	

**平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
(承第8号)**

(平成21年7月17日専決処分)

平成20年度後期高齢者交付金の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたことによる補正を行うもの。

(1)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正区分
後期高齢者医療特別会計	124,283,500	563,526	124,847,026	第2号

(2)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)内訳

(歳入)

(単位:千円)

内訳(款) \ 区分	補正前の額	補正額	計	説明
9 繰越金	100	563,526	563,626	前年度繰越金 563,526
歳入合計	124,283,500	563,526	124,847,026	

(歳出)

(単位:千円)

内訳(款) \ 区分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	その他		
9 諸支出金	6,011	563,526	569,537			563,526	平成20年度支払基金交付金償還金 563,526
歳出合計	124,283,500	563,526	124,847,026			563,526	

平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
(承第9号)

(平成21年9月10日専決処分)

平成20年12月までは、75歳の年齢到達により新たに被保険者となった方は、その誕生日には「誕生日前の医療保険」と「誕生日以後の後期高齢者医療制度」の2つの制度に属するため、それぞれの制度での限度額まで医療費を支払うこととなり、他の月より負担が多くなる場合があった。

平成21年1月1日から、75歳年齢到達月には、それぞれの医療保険の高額療養費の限度額を半分にすることで、負担が増加する問題が解消されたが、既に後期高齢者医療制度で平成20年4月から12月(平成20年4月2日から12月31日)までの間に年齢到達されていた方についても同様の負担軽減を図る為に、年齢到達月において半額になった限度額と負担された額との差額を、「高額療養費特別支給金」として支給するための補正を行うもの。

(1)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)総括表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正区分
後期高齢者医療特別会計	124,847,026	3,875	124,850,901	第3号

(2)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)内訳

(歳入)

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	説明
内 訳(款)				
2 国 庫 支 出 金	37,661,839	3,875	37,665,714	特別調整交付金 3,875
歳 入 合 計	124,847,026	3,875	124,850,901	

(歳出)

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説明
				特 定 財 源		一般財源	
				国 庫 支 出 金	その他		
内 訳(款)							
1 総 務 費	544,991	1,034	546,025	1,034 (国補)			高額療養費特別支給金の支給に伴うもの 印刷製本費 144 通信運搬費 766 リーフレット印刷・封入業務等委託料 124
9 諸 支 出 金	569,537	2,841	572,378	2,841 (国補)			高額療養費特別支給金 2,841
歳 出 合 計	124,847,026	3,875	124,850,901	3,875			

平成20年度一般会計歳入歳出決算・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

(認第1号・認第2号)

1. 一般会計

(1) 概要

一般会計決算の概要は、次表のとおりである。

(単位:円)

会計別	歳入決算額	歳入歳出差引額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
	歳出決算額			
一般会計	1,856,384,690	21,243,739	0	21,243,739
	1,835,140,951			

本年度の一般会計決算額は歳入1,856,384,690円、歳出1,835,140,951円となっており、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額は21,243,739円となっている。翌年度に繰り越すべき財源はないので、実質収支額は21,243,739円の黒字となっている。これは純繰越金として翌年度に繰り越している。

(2) 歳入

歳入決算は、予算現額1,845,311,000円で、調定額は1,856,384,690円であり、収入済額1,856,384,690円は、予算現額に対する収入率が100.6%、調定額に対する収入率が100.0%となっている。収入については県内各市町村からの事務費負担金、国からの保険料不均一賦課負担金、医療費適正化補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、県からの保険料不均一賦課負担金、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金並びに前年度繰越金が主なものであり不納欠損額及び収入未済額は0円である。

なお、款別の歳入の収納状況は、次表のとおりである。

< 一般会計歳入一覧表 >

(単位:千円、%)

	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	調定比	前年比	構成比
分担金及び負担金	659,129	659,129	659,129	0	0	100.0	100.0	197.2	35.5
国庫支出金	832,175	831,706	831,706	0	0	99.9	100.0	147.0	44.8
県支出金	6,216	5,755	5,755	0	0	92.6	100.0	48.0	0.3
財産収入	750	801	801	0	0	106.8	100.0	皆増	0.0
繰入金	345,392	340,664	340,664	0	0	98.6	100.0	皆増	18.4
繰越金	1,540	18,272	18,272	0	0	1,186.5	100.0	1,188.0	1.0
諸収入	109	58	58	0	0	53.2	100.0	29.4	0.0
合 計	1,845,311	1,856,385	1,856,385	0	0	100.6	100.0	203.1	100.0

(3) 歳 出

歳出決算は予算現額1,845,311,000円に対し、支出済額1,835,140,951円、執行率99.4%で、差引不用額は10,170,049円である。支出の主な内容は、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立て、後期高齢者医療特別会計への繰出金及び各市町村から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金等である。

なお、款別の歳出の執行状況は、次表のとおりである。

< 一般会計歳出一覧表 >

(単位:千円、%)

	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用率	前年比	構成比
議会費	1,756	1,247	0	509	71.0	29.0	87.3	0.1
総務費	939,121	935,627	0	3,494	99.6	0.4	104.6	51.0
民生費	903,917	898,267	0	5,650	99.4	0.6	皆増	48.9
公債費	17	0	0	17	-	100.0	-	-
予備費	500	0	0	500	-	100.0	-	-
合 計	1,845,311	1,835,141	0	10,170	99.4	0.6	204.9	100.0

2. 特別会計

(1) 概要

特別会計決算の概要は、次表のとおりである。

(単位:円)

会計別	歳入決算額	歳入歳出差引額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
	歳出決算額			
後期高齢者医療特別会計	106,927,013,592	3,186,852,290	0	3,186,852,290
	103,740,161,302			

本年度の後期高齢者医療特別会計決算額は歳入106,927,013,592円、歳出103,740,161,302円となっており、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額は3,186,852,290円となっている。翌年度に繰り越すべき財源はないので、実質収支額は3,186,852,290円の黒字となっている。これは純繰越金として翌年度に繰り越している。

(2) 歳入

歳入決算は、予算現額109,362,641,000円で、調定額は106,927,013,592円であり、収入済額106,927,013,592円は、予算現額に対する収入率が97.8%、調定額に対する収入率が100.0%となっている。収入については医療給付にかかる県内各市町村からの負担金、国からの負担金、調整交付金及び補助金、県からの負担金及び補助金、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金、特別高額医療費共同事業交付金、一般会計からの繰入金並びに第三者納付金が主なものであり、不納欠損額及び収入未済額は0円である。

なお、款別の歳入の収納状況は、次表のとおりである。

<後期高齢者医療特別会計歳入一覧表>

(単位:千円、%)

	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	調定比	構成比
市町村支出金	19,583,898	19,249,036	19,249,036	0	0	98.3	100.0	18.0
国庫支出金	33,096,342	33,697,839	33,697,839	0	0	101.8	100.0	31.5
県支出金	8,440,506	8,284,744	8,284,744	0	0	98.2	100.0	7.8
支払基金交付金	47,098,680	44,785,613	44,785,613	0	0	95.1	100.0	41.9
特別高額医療費共同事業交付金	69,000	6,311	6,311	0	0	9.1	100.0	0.0
寄附金	1	0	0	0	0	-	-	-
繰入金	903,917	898,267	898,267	0	0	99.4	100.0	0.8
諸収入	170,297	5,204	5,204	0	0	3.1	100.0	0.0
合計	109,362,641	106,927,014	106,927,014	0	0	97.8	100.0	100.0

(3) 歳出

歳出決算は予算現額109,362,641,000円に対し、支出済額103,740,161,302円、執行率94.9%で、差引不用額は5,622,479,698円である。支出の主な内容は、療養給付費等、健診事業委託料、財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金、レセプト関係業務委託料、電算システム運用等委託料、電算システムサーバー購入費、広域連合電算処理システム改修共同事業負担金、リーフレット印刷配送等業務委託料、被保険者証等印刷封入業務委託料、医療費通知作成委託料、後期高齢者医療給付費等準備基金への積立金及び各市町村から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金等である。

なお、款別の歳出の執行状況は、次表のとおりである。

<後期高齢者医療特別会計歳出一覧表>

(単位:千円、%)

	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率	不用率	構成比
総務費	531,242	504,654	0	26,588	95.0	5.0	0.5
保険給付費	107,527,230	102,194,720	0	5,332,510	95.0	5.0	98.5
財政安定化基金拠出金	104,000	104,000	0	0	100.0	—	0.1
特別高額医療費共同事業拠出金	69,130	9,628	0	59,502	13.9	86.1	0.0
保健事業費	346,063	181,648	0	164,415	52.5	47.5	0.2
医療費適正化事業費	53,979	51,511	0	2,468	95.4	4.6	0.0
基金積立金	694,000	694,000	0	0	100.0	—	0.7
公債費	16,987	0	0	16,987	—	100.0	—
諸支出金	10	0	0	10	—	100.0	—
予備費	20,000	0	0	20,000	—	100.0	—
合計	109,362,641	103,740,161	0	5,622,480	94.9	5.1	100.0

3. 財産に関する調書について

(1) 公有財産

なし

(2) 物品

重要な物品について決算年度末現在高は、財務会計システム1式、普通乗用車1台及び電算システムサーバー1式となっている。

(3) 債権

なし

(4) 基金

平成20年度の基金の状況は次表のとおりである。奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の決算年度末現在高は、1,076,676千円となっている。

(単位:千円)

名 称	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
後期高齢者医療制度臨時特例基金	547,163	529,513	1,076,676
合 計	547,163	529,513	1,076,676

平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について (議第8号)

・平成20年度療養給付費負担金等の精算

平成20年度療養給付費負担金、高額医療費負担金及び保健事業費補助金の確定による精算に伴う補正

・保険料還付金

過年度所得更正等による保険料還付金の増額及び広域連合で預かっている保険料還付未済金に伴う補正

・長寿・健康増進事業

被保険者の健康づくりのために、広域連合及び市町村が行う長寿・健康増進事業に対し、国の特別調整交付金が交付されることに伴う補正

(1)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)総括表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正区分
後期高齢者医療特別会計	124,850,901	1,861,336	126,712,237	第4号

(2)平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)内訳

(歳入)

(単位:千円)

内 訳(款)	補正前の額	補 正 額	計	説 明
1 市 町 村 支 出 金	20,922,469	15,306	20,937,775	過年度分療養給付費負担金
2 国 庫 支 出 金	37,665,714	4,000	37,669,714	特別調整交付金
3 県 支 出 金	9,704,532	1,196	9,705,728	過年度分高額医療費負担金
9 繰 越 金	563,626	1,836,834	2,400,460	前年度繰越金
10 諸 収 入	176,969	4,000	180,969	保険料還付未済金
歳 入 合 計	124,850,901	1,861,336	126,712,237	

(歳出)

(単位:千円)

内 訳(款)	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 庫 支 出 金	そ の 他		
1 総 務 費	546,025	4,000	550,025	4,000 (国補) 4,000			印刷製本費 3,900 市町村交付金 100
9 諸 支 出 金	572,378	1,857,336	2,429,714		4,000 (諸) 4,000	1,853,336	保険料還付金 11,500 平成20年度市町村、国、 県負担金等償還金 1,845,836
歳 出 合 計	124,850,901	1,861,336	126,712,237	4,000	4,000	1,853,336	

**奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任について
(同第4号)**

平成21年8月20日の竹村佳也公平委員会委員の任期満了により、公平委員会の委員1名が欠員となったため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、公平委員会の委員選任について議会の同意を求めるもの